

# 「漢方薬業界及び原料生薬調達に関する調査」委託事業 事業者募集要領

## 1. 目的・概要

神戸市（以下、「本市」）では、神戸医療産業都市を推進し、先端的な研究開発や企業集積が進んでいる。今後は、この成果を、市内の各産業分野に波及させていくことが必要である。

その一環として、漢方薬業界及び原料生薬調達に関する調査を行い、同業界の企業支援や集積、市内農家の新分野への参画の可能性を探り、医療産業都市の成果の市内への波及拡大を図る。

2. 委託期間（予定） 契約締結日～平成 29 年 2 月 28 日まで

3. 予算額（上限） 950,000 円（税込）  
契約期間終了後、成果物の検査終了後に支払う。

## 4. 委託業務の内容

以下の内容につき、関係団体や主要企業の取材等を通じて、調査分析を行い、報告書を作成する。

### （1）漢方薬業界の分析

- ・漢方薬市場の動向
- ・漢方薬企業の状況

### （2）原料生薬調達の分析

- ・原料生薬調達の状況（生薬の種類、生産量、生産国・産地）
- ・原料生薬調達の課題
- ・原料生薬の国内調達に係る課題、求められる条件、国内調達の先進的事例

## 5. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- （1）代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- （2）会社更生法及び民事再生法などによる手続きをしている団体でないこと。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- （4）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと。
- （5）本市から指名停止措置を受けている団体でないこと。
- （6）神戸の産業団地の計画コンセプトに賛同し、これを推進しようとする意欲があること。

## 6. 応募書類

- （1）参加申込書（様式 1 号）：1 部
- （2）企画提案書（様式は任意だが、A4 サイズとする）：4 部
- （3）団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット、直近の決算報告書など）：4 部
- （4）事業費見積書：1 部原本、3 部印刷

## 7. 企画提案書の記載事項

提案参加事業者の強み（ネットワーク、情報収集力、情報分析力など）をどう活かしていくのかを明示しながら、下記の項目を必ず盛り込み作成すること。

- (1) 業務を実施するための具体的な手法（事業者が強みを有する業種の選定、ネットワークの利用や独自調査の方法等）
- (2) 過去の同種業務の実績
- (3) 事業実施スケジュール
- (4) 事業実施体制
- (5) 事業費

※直接経費、一般管理費、消費税を項目ごとに積算すること。また、単価を示せるものは示すこと。

## 8. 応募手続き

提出期限までに、「6. 応募書類」を下記へ郵送または持参すること。

**提出期限** 平成 29 年 2 月 1 日（水） 17:00 必着

### 【応募書類提出先・問い合わせ先】

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（神戸市役所 1 号館 23 階）

神戸市医療新産業本部企業立地課 営業開発G（担当：末若・石中）

TEL：078-322-5329 FAX：078-322-6072

E-mail：corp\_re@office.city.kobe.lg.jp

## 9. 選考方法

### (1) 審査方法

企画提案書に基づく審査により、応募者の受託適性、提案内容及び事業費などを総合的に勘案し、評価を行う。

### (2) 評価方法

企画提案書に基づき、下記の観点から評価を行う。

A：応募者の受託適性・過去の実績

B：提案内容の魅力・独創性

C：提案内容の実現可能性（実際に実現可能な提案内容になっているか）

D：事業費

### (3) 選考結果の通知

選考結果が決定次第、企画提案書の提出者全員に対して、文書で通知する。評価の結果は採用可否のみの通知とし、その他の評価・審査の内容については通知しない。

### (4) その他

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・提出書類に必要事項の記載のなかった者
- ・提出期限内に所定の書類を提出しなかった者

- ・「5. 応募資格」を満たしていない者

#### 10. その他

- ・ 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- ・ 応募者からの提出物は、返却しない。
- ・ 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。
- ・ 本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。
- ・ 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- ・ 受託候補者を選定した後、本市との協議により提案業務内容を精査し、その後、委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。（委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。）
- ・ 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- ・ 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。